## 佐野市監査委員告示第6号

定例監査の結果

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、令和4年度 定例監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表します。

令和4年10月26日

佐野市監査委員 篠 原 偉 治

佐野市監査委員 川 嶋 嘉 一

## 第1 監査箇所

産業文化スポーツ部(産業政策課、企業誘致課、農政課、農山村振興課、文化推進課、観光推進課、スポーツ推進課、国体推進課)

### 第2 監查期間

令和4年9月2日から同年10月26日まで

#### 第3 監査の結果

#### 1 産業政策課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤り がなく適切に処理されている。

#### 2 企業誘致課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤り がなく適切に処理されている。

#### 3 農政課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤り がなく適切に処理されている。

#### 4 農山村振興課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤り がなく適切に処理されている。

### 5 文化推進課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤り がなく適切に処理されている。

#### 6 観光推進課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤り がなく適切に処理されている。

# 7 スポーツ推進課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤り がなく適切に処理されている。

# 8 国体推進課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤り がなく適切に処理されている。